

別記

校定書

従来各直管館ニ配属シタル音楽士及説明者ハ昭和九年八月ヨリ以テ總テ本社直屬トナリタルニ付日本活動株式會社ヲ甲トシ

一 乙ハ昭和九年八月日以降本社勤務タルコト但シ毎日ノ勤務場所ハ甲トシ

二 乙ハ職務及規律ニ付一心同体ノ精神ニ依リ甲ノ統制ニ服スルコト

三 甲ノ都合ニヨリ解職スル場合ハ甲ハ乙ガ昭和九年八月日退職シタルモノト見做シテ計算シタル左記ノ金額ニ昭和九年八月日ニ新ニ採用シタル

一 退職手当金 田 錢也

二 解職手当金 田 錢也

三 甲ガ各項ニ依リ乙ヲ退職セシムル場合ハ三ヶ月以て予告ヲナスコト

四 甲ハ乙ガ自己ノ都合ニ依リ退職ヲ願出テタル場合ハ第三項ニ従メタル退職手当ヲ支給ス

五 甲ハ乙ノ病氣不幸ニ依ル換勤ノ場合ハ三ヶ月迄月俸全額ヲ支給スルコト

六 東洋修繕費及消耗品ハ甲ニ於テ負擔ニ時同外ノ手当ハ之ヲ支給スルコト

七 甲ハ月俸最低三回ノ公休日夏期八五日以上ノ休暇ヲ取フルコト

八 本校定書ハ三通りノ作例ニ依リ甲乙各一通ヲ保有スルモノナリ

九 昭和九年六月日

東京市芝区芝三丁目十一番地
日本活動株式會社
取締役 社長 中谷 貞頼